

茨城県中央環境衛生組合職員の育児休業等に関する規則

令和6年4月1日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県中央環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例（令和6年茨城県中央環境衛生組合条例第16号）第2条の規定によりその例によることとされる茨城県職員職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第17号）第23条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業等については、茨城県職員職員の育児休業等に関する規則（平成4年茨城県規則第12号）に規定する職員の育児休業等の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。